

教育職員の給与等特別措置法の一部改正および  
「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

青梅市教育委員会 指導室  
令和 7 年 10 月 1 日 (水)

1 教育職員の給与特別措置法の一部改正について（令和 7 年 6 月 18 日公布）

(1) 教育委員会に対する「働き方改革」の義務付け

ア 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）」の策定・公表、計画の実施状況の公表

イ 総合教育会議へ計画の内容・実施状況を報告

(2) 学校に対する「働き方改革」の義務付け

ア 学校評価の結果にもとづく、学校運営改善のための措置について、教育委員会が策定する計画に適合させる。

イ 学校における「業務量管理」・「健康管理措置」の実施について、学校運営協議会の承認を得る「学校運営の基本的な方針」に含める。

(3) 教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」の設置

(4) 教員の待遇改善

ア 教職調整額の段階的な引き上げ（4%→10%）

イ 公務の困難性等を考慮した特別手当の支給（学級担任への加算を想定）

ウ 指導改善研修受講者への教職調整額不支給

※(1)(2)(3)については令和 8 年 4 月 1 日施行、(4)については令和 8 年 1 月 1 日施行

2 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

(1) スケジュールについて

令和 8 年 4 月 1 日の施行に合わせ、都教育委員会の指導助言等を受けながら進める。

(2) その他

既存の「学校における働き方改革推進プラン（平成 31 年 2 月）」をもとに計画を策定する。